

### 職員による生活保護費の着服について

中央保健福祉センター社会援護第二課職員による生活保護費の着服が判明しましたので、お知らせします。公金の着服という、大変遺憾な事案が発生しましたことを真摯に受け止め、市民の皆様にも深くお詫び申し上げますとともに、今後の再発防止に全力を尽くし、信頼回復に努めて参ります。

#### 1 事案の概要

当該職員は、平成29年度中に、ケースワーカーとして担当していた生活保護受給者1名の生活保護費のうち、平成29年7月から11月までの合計5か月分を着服していたものである。

#### 2 着服金額

591,180円

(内、11月分120,300円については、着服後、後日、当該受給者へ振り込んだ。)

#### 3 判明した経緯等

平成30年11月27日、当該受給者が同年11月分の生活保護費を受領するため来課した際、「平成29年7月～10月分の保護費を受領していない」旨の発言があり所属にて調査を進めていたところ、当該職員から所属長へ着服した旨の申告があった。これを受け、当該職員に事情聴取を行ったところ、受給者に交付すべき支払通知書(金券)を、自ら銀行で換金し計5回に渡って着服し、遊興費に充てていたことを認めた。

なお、当該受給者には、職員の着服により未支給となっていることを謝罪し、12月19日に未支給金額470,880円を支給した。

また、当該職員は、受給者へ支給されていない着服金470,880円について12月19日市へ返還した。

#### 4 今後の対応

- (1) 当該職員は他に着服がないことを誓約しているが、引き続き、不正な処理がないか確認を進める。
- (2) 今後、刑事告訴等について検討を進める。

#### 5 再発防止の取り組み

##### (1) 中央区としての取り組み

- ① ケースワーカーによる出納業務への関与が行われないよう、事務処理方法の見直しを図るとともに、やむを得ず現金や金券を取扱う際は管理職や社会給付班の職員と複数で行うことを徹底する。
- ② 保護費を窓口払いとしている世帯について、真にやむを得ない理由である場合を除き口座振替とする。

##### (2) 市としての取り組み

- ① 全区で、ケースワーカーによる出納業務への関与状況の確認を行い、その結果を受けて具体的な対応策を検討する。
- ② 保護費の窓口払いの縮減について、従前より取り組んできたところであるが、今後さらにその徹底を図っていく。